

## 令和6年1月1日以降に譲渡

### 3,000万円特別控除の必要書類一覧 チェックリスト

«譲渡の時から譲渡日の属する年の翌年2月15日までの間に、被相続人居住用家屋が耐震基準に適合することとなった場合又は被相続人居住用家屋の全部の取壊し若しくは除却がされ、若しくはその全部が滅失をした場合における譲渡：被相続人が一人で住んでいた場合»

#### 除却工事を実施した場合

別記様式1-3に添付

提出書類	確認内容など	チェック欄
① 被相続人の除票住民票 (原則コピー不可)	<ul style="list-style-type: none"><li>被相続人が相続直前まで、対象家屋に居住していたことを確認します。</li><li>相続発生日も確認します。</li></ul>	
② 相続人の住民票 (原則コピー不可) ※相続発生後、相続人が2回以上居住地を移転している場合は、戸籍の附票(相続発生後、本籍地を移した場合は前本籍地の附票)を提出して下さい。	<ul style="list-style-type: none"><li>相続開始直前から取壊しまで、相続人が対象家屋に住んでいなかったことを確認します。</li></ul> <p>※<u>家屋の取壊日以降</u>で取得して下さい。</p> <p>※相続人が複数いる場合は申請者以外の相続人が当該家屋に住んでいなかったことを確認するため、<u>全ての相続人の住民票</u>が必要になります。</p>	
③ 売買契約書のコピー	<ul style="list-style-type: none"><li>譲渡した日付を確認します。</li></ul>	
④ 家屋取壊し後の閉鎖事項証明書及びその敷地の登記事項証明書 (原則コピー不可)	<ul style="list-style-type: none"><li>相続人の人数を確認します。</li></ul>	
⑤ 家屋取壊し後の閉鎖事項証明書 (原則コピー不可)	<ul style="list-style-type: none"><li>取壊した日を確認します</li></ul> <p>※証明書の提出ができないときは、除却工事の請負契約書のコピー及び工事費用の請求書や領収書等を提出して下さい。</p>	
⑥ いずれかの書類 (コピー可)	<ul style="list-style-type: none"><li>対象家屋が「空き家」の状態となっており、相続から取壊しの時まで、他の用途として使用していないことを確認します。<ul style="list-style-type: none"><li>a) 電気、水道又はガスの使用中止日が確認できる書類(最終の料金支払い日が分かる領収書、解約書など)</li><li>b) 宅建業者が「現況空き家」かつ「取壊し予定あり」と表示した広告</li><li>c) その他、確認することができる書類(家屋管理していた証明書など)</li></ul></li></ul>	

(次ページに続く)

**令和6年1月1日以降に譲渡**

<p>⑦ 譲渡の時から譲渡した日の属する年の翌年2月15日までの間に、買主が本特例措置を受けるために必要な措置（除却工事）を講ずること等が特約等に記してある売買契約書等のコピー</p>	<ul style="list-style-type: none"><li>・売買契約等に基づき、除却工事が実施されたかを確認します。</li></ul>	
--	---	--

**※提出できない書類がある場合は市担当者にご相談下さい。**